

議案第 13 号

太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年 2月27日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

今後の太宰府市消防団の団員の維持・確保に努め、災害発生時等における防災力強化を図るとともに、地域に根差した消防団活動を維持するため、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕  
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（昭和40年条例第181号）の一部を次のように改正する。

第12条の表を次のように改める。

区分	金額（年額）
団長	272,000円
副団長	179,300円
分団長	80,400円
副分団長	45,500円
部長	37,000円
班長	37,000円
団員	36,500円

第13条を削る。

第14条第1項を次のように改める。

費用弁償は、次の表の左欄に掲げる区分により消防団員が出動したときに、それぞれ当該右欄に掲げる額を支給する。

区分	金額（1回当たり）
火災の警戒又は鎮圧に出動したとき	8,000円（ただし、4時間未満は4,000円）
風水害等の防災に出動したとき	8,000円（ただし、4時間未満は4,000円）
行方不明者等の捜索に出動したとき	8,000円（ただし、4時間未満は4,000円）
その他消防に関する事業に出動したとき	3,000円

第14条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。